

第38回 労働安全コンサルタント試験
(産業安全関係法令)

受験番号

221020

安全関係法令

1/5

問 1 労働安全衛生法に定められた安全委員会の調査審議事項のうち、「労働者の危険の防止に関する重要事項」については、労働安全衛生規則においてこの重要事項に含まれるものが示されている。次の事項のうち、労働安全衛生規則においてこの重要事項に含まれるものとして示されていないものはどれか。

- (1) 安全教育の実施計画の作成に関すること。
- (2) 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。
- (3) 安全に関する規程の作成に関すること。
- (4) 安全衛生に関する計画(安全に係る部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (5) 機械等の設置等に係る計画届(安全に係る部分に限る。)の審査に関すること。

問 2 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 一の場所において行う造船業の仕事の一部を請負人に請け負わせる元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が当該場所において作業を行う場合であって、これらの労働者の数が常時50人以上であるときは、元方安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (2) 元方安全衛生管理者を選任すべき事業者が当該元方安全衛生管理者を選任する場合には、その事業場に専属の者を選任しなければならない。
- (3) 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認める場合は、元方安全衛生管理者を選任した事業者に対し、元方安全衛生管理者の解任を命ずることができる。
- (4) 常時100人の労働者を使用する建設業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- (5) 鉄鋼業に属する事業を行う事業者は、統括安全衛生責任者又は元方安全衛生管理者のいずれも選任しなくてよい。

問 3 機械による危険を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反とならないものはどれか。

- (1) 連続した一団の機械で、工程途中に人力による材料の送給の必要があるものについて、共通の動力遮断装置を設けたので、機械ごとの動力遮断装置は設けなかった。
- (2) 機械の構造上、当該機械の刃部の取替えの作業が労働者に危険を及ぼすおそれがないものであったので、当該取替え作業の間、機械の運転を停止したが、起動装置に錠をかけたか表示板を取り付けることはしなかった。
- (3) 手押しかな盤を用いる作業において、労働者に治具を使用させたので、当該手押しかな盤には、刃の接触予防装置を設けなかった。
- (4) 動力プレスが3台有する事業場で、動力プレスによる作業を行う場合において、動力プレス及びその安全装置に切替えキースイッチを設けたが、当該キーを保管する者を定めなかった。
- (5) 産業用ロボットの運転中に可動範囲内で検査作業を行う必要があったため、当該作業従事者が異常時に直ちに当該産業用ロボットの運転を停止することができるようにするとともに、当該作業従事者以外の者が運転切替スイッチを操作できない措置を講じたが、当該産業用ロボットの操作方法に関する規程は定めずに、当該検査作業を行った。

問 4 はい付け、はいくずし等の荷役作業における労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) はいの上で検数作業を行うとき、作業箇所の高さが床面から1.8メートルであったが、当該はいを構成する荷によって安全に昇降することができるので、床面と当該作業箇所との間の昇降設備を設けなかった。
- (2) 高さが3メートルのはいはいくずしの作業を行う際に、荷役機械の運転者のみによって行う作業であったので、はい作業主任者を選任しなかった。
- (3) はいの崩壊及び荷の落下のおそれがあったので、はい付けの作業が行われている箇所の周囲に関係労働者以外の労働者を立ち入らせた。
- (4) 袋詰めされた荷により構成される床面からの高さが3メートルのはいはい付けの作業において、隣接のはいとの間隔がはいの下端において5センチメートルとなるようにした。
- (5) はいの上で点検作業を行う場合において、作業箇所の高さが床面から1メートルであったが、物体の飛来及び落下のおそれがあったので、保護帽を着用していない労働者に当該作業を行わせた。

問 5 車両系建設機械による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) ドラグ・ショベルを用いて作業を行うとき、当該作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所であったので、前照燈を備えていないドラグ・ショベルを使用した。
- (2) ブレーカを用いて作業を行うとき、当該作業を行う場所が岩石の落下等による危険がないところであったので、ヘッドガードを備えていないブレーカを使用した。
- (3) トラクター・ショベルを用いて作業を行うとき、その最高速度が毎時20キロメートルであったので、作業場所の地形、地質の状況等に応じた運行経路を定めたが、制限速度は定めずに、当該作業を行った。
- (4) スクレーブ・ドーザーを用いて作業を行う場合において、当該スクレーブ・ドーザーに接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせるとき、誘導者を配置し、その者に当該スクレーブ・ドーザーを誘導させた。
- (5) ブル・ドーザーのアームを上げ、その下で点検作業を行うとき、アームが不意に降下することによる労働者の危険を防止するために安全支柱を使用した。

問 6 通路等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 労働者に危険を及ぼすおそれのある機械の回転軸に設ける踏切橋には、高さが90センチメートル以上の手すりを設けなければならない。
- (2) 危険物の取扱いをする作業場を有する建築物の避難階には、非常の場合に容易に地上の安全な場所に避難することができる2以上の出入口を設けなければならない。
- (3) 天井クレーンと建設物との間に歩道を設けるときは、柱に接する部分を除き、その歩道の幅を60センチメートル以上としなければならない。
- (4) 機械と機械の間に設ける通路は、幅80センチメートル以上としなければならない。
- (5) 第一種圧力容器の外側から壁、配管その他第一種圧力容器の側部にある構造物までの距離は、45センチメートル以上としなければならない。

問 7 労働安全衛生法令では、一定の設備について、当該設備を使用する場合において、静電気による爆発又は火災を生ずるおそれのあるときは、静電気を除去するための措置を講じなければならないと定めている。次の設備のうち、この措置を講じなければならない設備に該当しないものはどれか。

- (1) ノルマルヘキサンをドラム缶に注入する設備
- (2) 小麦粉を加熱乾燥する乾燥設備
- (3) キシレンを含有する塗料を塗布する設備
- (4) エタノールを収納しているタンク自動車
- (5) 石炭粉のふるい分けを行う設備

問 8 電気による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。ただし、記述中にある電気機械器具又は電線は、いずれも対地電圧が50ボルトを超えるものであるものとする。

- (1) ボイラーの胴の内部で著しく狭あいなところにおいて、交流アーク溶接(自動溶接を除く。)の作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用しなければならない。
- (2) 高圧の充電電路の修理作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者に感電の危険が生ずるおそれのあるときは、当該労働者に絶縁用保護具を着用させるか、又は当該充電電路に絶縁用防具を装着しなければならない。
- (3) アーク溶接機を用いたアーク溶接(自動溶接を除く。)の作業に使用する溶接棒のホルダーについては、感電の危険を防止するため必要な絶縁効力及び耐熱性を有するものでなければ、使用してはならない。
- (4) 水によって湿潤している場所において使用する移動電線で、労働者が作業中又は通行の際に接触するおそれのあるものについては、当該移動電線の被覆又は外装が水に対して絶縁効力を有するものでなければ、使用してはならない。
- (5) 仮設の配線については、その上を車両その他の物が通過すること等による絶縁被覆の損傷のおそれのない状態で使用する場合を除き、通路面において使用してはならない。

問 9 ボイラー等による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) ボイラー室において、液体燃料タンクを設置するときは、液体燃料タンクをボイラーの外側から1メートル離せば、ボイラーと液体燃料タンクの間には障壁を設ける等の防火のための措置を講じないことができる。
- (2) 伝熱面積が60平方メートルの特定機械等である炉筒煙管ボイラーの取扱いの作業における作業主任者として、二級ボイラー技士を選任することができる。
- (3) 使用を廃止した第一種圧力容器を移設し、再び使用しようとするときは、使用検査及び落成検査に合格(落成検査については、その必要がないと所轄労働基準監督署長が認めたものを除く。)して第一種圧力容器検査証の交付を受けなければならない。
- (4) 小型圧力容器を設置した事業者は、遅滞なく、設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (5) 貫流ボイラーでない小型ボイラーの安全弁は、ゲージ圧力0.5メガパスカルで作動するように調整して使用することができる。

問10 特定機械等であるクレーン又は移動式クレーンについて事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 瞬間風速が毎秒30メートルを超える風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンについて、その逸走を防止するための措置を講じなければならない。
- (2) 移動式クレーンの台車の組立て又は解体の作業を行うときは、作業を指揮する者を選任して、その者の指揮の下に作業を実施させなければならない。
- (3) 屋外に設置されている走行クレーン(最高速度が毎時5キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、労働者に接触することによる危険を防止するため、あらかじめ、制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。
- (4) クレーンを用いて作業を行うときの合図を行う者は、クレーン・デリック運転士免許を受けた者、床上操作式クレーン運転技能講習若しくは玉掛け技能講習を修了した者又はクレーン運転の業務に係る特別教育若しくは玉掛けの業務に係る特別教育を受けた者でなければならない。
- (5) ジブクレーンについては、クレーン明細書に記載されているジブの伸縮の範囲を超えて使用してはならない。

問11 元方事業者、機械等貸与者等の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 造船業に属する事業を行う元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときは、火災が発生したときに行う警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。
- (2) 金属製品製造業に属する事業を行う元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業が釣り上げ荷重0.5トン以上のクレーンを用いて行うものであるときは、当該クレーンの運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。
- (3) 化学工業に属する事業を行う元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視しなければならない。
- (4) 機械等貸与者は、ドラグ・ショベルの他の事業者への貸与(貸与後の保守等当該ドラグ・ショベルの所有者が行うべき業務をその貸与を受ける事業者が行うものを除く。)を行うときは、当該ドラグ・ショベルをあらかじめ点検しなければならない。
- (5) 建築物貸与者は、工場の用に供される建築物で排水に関する設備を設けたものを二以上の事業者に貸与するときは、当該設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏水等が生じないように、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

問12 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 事業者は、最大荷重1トン以上のフォークリフトで、型式検定合格標章が付されていないものは、譲渡し、貸与し、又は使用してはならない。
- (2) 事業者は、シャワーについては、厚生労働大臣が定める規格に適合したものを使用するとともに、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた検査業者に特定自主検査を実施させなければならない。
- (3) 都道府県労働局長は、厚生労働大臣が定める規格に適合していない帯のこ盤を製造して譲渡した者に対し、当該帯のこ盤を使用している者へ厚生労働大臣が定める事項を通知するよう命ずることができる。
- (4) 事業者は、防爆構造電気機械器具については、型式検定合格標章を付されたものを使用しなければならない。
- (5) ゴンドラを設置しようとする事業者は、所轄労働基準監督署長に設置届を提出するとともに、当該署長の落成検査に合格してゴンドラ検査証の交付を受けなければならない。

問13 次の事故のうち、労働安全衛生法令上、事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出することが事業者に義務付けられていないものはどれか。

- (1) 工場敷地内の倉庫において火災が発生したとき
- (2) つり上げ荷重が0.5トンの移動式クレーンを使用して作業中に、ジブが折損したとき
- (3) アース・オーガーを使用して作業中に、アース・オーガーが転倒したとき
- (4) 積載荷重が0.25トンの簡易リフトで荷を運搬中に、搬器をつったワイヤロープが切断したとき
- (5) 建物の屋上に設置したゴンドラの作業床に人が乗っていないときに、当該ゴンドラが逸走したとき

問14 次の業務のうち、労働安全衛生法令上、安全衛生のための特別の教育を行うことが事業者に義務付けられていないものはどれか。

- (1) 二輪自動車用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充填する業務
- (2) つり上げ荷重が3トンのクレーンの運転の業務
- (3) 動力プレス of 金型の調整の業務
- (4) 最大積載荷重が0.5トンの建設用リフトの運転の業務
- (5) 機械集材装置の運転の業務

問15 常時400人の労働者を使用する有機化学工業製品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、事業場において次のような状況がみられた。この状況のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 事業者は、工場長を総括安全衛生管理者として選任していたが、その工場長が人事異動により他工場に転出し欠員となったため、その転出日から後任の工場長を新たな総括安全衛生管理者として選任するまでの5日間、総括安全衛生管理者が未選任の状態であった。
- (2) 事業者は、2人の安全管理者を選任しており、そのうちの1人はその事業場に専属の者で、勤務時間の概ね2分の1を安全管理の業務に充て、残りの2分の1を生産関係の業務に充てていた。他の1人は社外の労働安全コンサルタントで週1日来社していた。
- (3) 事業者は、配管以外の化学設備について定期的に自主検査を行っていたが、その頻度は、内面及び外面の著しい損傷、変形及び腐食の有無については1年に1回、ふた板、フランジ、バルブ、コック等の状態については2年に1回であった。
- (4) 事業者は、化学設備のうち、その内部における異常な事態を早期には握るために必要な自動警報装置を設けることが困難であるものについて、監視人を置き、当該化学設備の運転中はその者に当該設備を監視させていた。
- (5) 事業者は、フォークリフトのマストの後方に荷が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれがない作業について、バックレストを備えていないフォークリフトを使用していた。

(終り)